

消 防 広 第 79 号
令 和 7 年 3 月 28 日

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部
広 域 応 援 室 長

**令和 7 年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項
及び留意事項について**

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

令和 7 年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施するにあたり、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成 16 年 2 月策定）（以下、「基本計画」という。）に基づき、令和 7 年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項（以下「重点推進事項等」という。）を別紙のとおり定めましたので通知します。

本重点推進事項は、訓練等により明らかとなった課題や令和 6 年能登半島地震、令和 6 年 9 月奥能登豪雨や岩手県大船渡市林野火災などの大規模災害での緊急消防援助隊の活動上の教訓等を踏まえ策定することに加え、第 5 期基本計画や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における緊急消防援助隊アクションプランなどの緊急消防援助隊に係る施策の検証及び推進・定着の観点も踏まえ策定しており、大規模災害発生時における受援体制の強化と緊急消防援助隊の発展的な技術及び連携能力の向上を図る上で、非常に重要な方針となっております。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、上記趣旨をご理解いただき、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にご周知いただくとともに、各地域ブロックにおいて、重点推進事項等に基づいた、より実践的な訓練を企画、実施していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁広域応援室 広域応援調整係
担当 伊藤補佐・ <u>中野係長</u> ・鈴木事務官
T E L 03-5253-7569
アドレス kouiki-chousei@ml.soumu.go.jp

令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項

第1 訓練全体に係る重点推進事項

1 基本的な考え方

今後発生が危惧される南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害、さらには、開催地で発生が予想される災害において、被災都道府県の受援力強化及び緊急消防援助隊の連携力、技術力の向上を目的とした実践的かつ効果的な訓練を企画、実施する。

2 PDCAの強化

被災都道府県の受援力及び緊急消防援助隊の連携力、技術力の発展的な向上を図るため、評価（実施結果を踏まえた課題抽出）を意識した訓練企画、訓練効果を最大限高めるための事前教育の実施等、PDCAサイクルを重視した訓練を実施する。

第2 図上訓練及び部隊運用訓練に係る重点推進事項

1 受援計画に基づいた活動の展開と検証

○ 大規模災害の初動期においては、多数の救助要請等の対応に迫られ、人員が不足する中においても、被害状況と保有消防力の比較分析を実施し、劣勢と考えられる部分について、早期に消防力を確保（緊急消防援助隊、関係機関等の要請）していく必要がある。また、被災都道府県の地理条件や道路状況を含む交通状況、ライフライン（電気・ガス・水道）等災害対応に影響を与える情報を早期に収集するほか、緊急消防援助隊の規模に応じた進出拠点及び宿営場所の選定など情報収集と判断、各種調整を同時並行で実施する必要がある。

上記を迅速かつ的確に実施するため、災害時の組織体制、人員配置や役割分担、応援等要請の定量的な基準や意思決定プロセス、具体的な判断基準や対応方法などを事前に明確化し、受援計画に定めるとともに、訓練を通じて当該計画の実効性の確認、評価、検証を実施し、結果に応じた見直しを図ることに重点を置いた訓練を実施する。

2 陸路以外の選択肢を活用した部隊進出

○ 離島や道路の途絶など、陸路により被災地に部隊進出できない場合を想定し、関係機関（自衛隊、海上保安庁等）や民間企業（航空機、フェリー等）が保有する様々な輸送手段を活用した部隊進出訓練を実施する。

○ 輸送に係る各種調整の手順の確認及び習熟による迅速な輸送体制の確立を目的として、図上訓練において、輸送調整を含めた訓練を実施する。

3 進出困難現場への部隊投入

- 道路の狹隘化や完全寸断等により、災害現場まで容易に陸路進出できない場合においても、あらゆる手段を講じて迅速に部隊が進出し、継続的な救助活動等を実施していく必要がある。
具体的には、以下の進出手段についての訓練を実施し、進出手段の検証等を行う。

なお、進出自体を目的化せず、統括指揮支援隊や指揮支援隊による進出先での任務等の明確化や継続した活動も見据えた進出後の移動手段の確保、資機材（物資含む。）の携行など、進出後の効果的な活動にも重点を置いた訓練を実施するとともに、進出手段が与える活動上の制限等についても検証を行う訓練を実施する。

- ・ 道路狹隘化を想定した小型車両等による人員・資機材輸送等の陸路進出訓練
- ・ 道路への土砂流入や道路亀裂等を想定した、重機（消防・関係機関・民間等）活用による道路啓開訓練
- ・ 消防防災ヘリ、関係機関（自衛隊、海上保安庁等）が保有する航空機や船舶を活用した人員・資機材の海路・空路進出訓練 など

4 「第5期緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下、「基本計画」という。）における新設部隊の検証

- 「基本計画」において新設する部隊について、運用の検証及び推進・定着を目的として、以下の訓練を実施する。

情報統括支援隊

- ・ 消防応援活動調整本部において、消防庁から車両及び資機材が配備されることを前提に別途示す運用モデルを参考とし、情報統括支援隊が指揮支援部隊長の情報収集及び管理を補佐する訓練を実施する。
- ・ 訓練における評価を通じて、当該部隊の運用上の課題を抽出するとともに、指揮支援部隊長の活動補佐に係る情報管理及び情報活用等の具体的な方法についての検証及び検討を行う。

安全管理部隊

- ・ 別途示す運用モデルを参考とし、安全管理部隊を編成する訓練を実施する。
- ・ 編成する災害種別等に制限は設けなが、土砂・風水害現場特有の広範かつ継続監視が必要な現場や大規模火災特有の広範かつ短時間で環境（危険要因）が変化する現場での安全確保等、指揮隊単独では安全確保が困難な一定規模以上の活動現場において安全管理部隊を編成し、災害種別に応じた安全管理資機材等を活用した訓練を実施する。
- ・ 安全管理部隊は、指揮者により、明確に任務（部隊）指定を行うとともに、可能限り活動隊との識別を図ること。

救急特別編成部隊

- ・ 別途示す運用モデルを参考とし、救急特別編成部隊を編成する訓練を実施する。
- ・ 災害種別は、病院機能を亡失した医療機関又は負傷者多数発生事案等とし、救急特別編成部隊自体の運用検証と併せ、編成の前提となる統括指揮支援隊と災害対策本部やDMAT等の医療部門の調整、調整結果を踏まえた明確な任務指定と必要部隊数等の指定、都道府県大隊の救急隊分割判断等、編成スキームにも重点を置いた訓練を実施する。

5 航空運用調整班や航空指揮本部、航空指揮支援隊等の連携強化

- 大規模災害時には、複数の航空機等を対象とした効果的な運用と安全運航を確保するための膨大な調整が必要となる。このことから、災害対策本部（航空運用調整班）を中心に関係機関も含めた複合的な調整が可能な体制を構築した上で、航空指揮本部、航空指揮支援隊と連携した訓練を実施する。
- また、場外離着陸場における地上隊の支援、無人航空機との飛行調整や空中散水時の地上隊の退避指示など、航空及び陸上部隊相互の安全を確保していく上では、航空運用調整班と消防応援活動調整本部間の連携が極めて重要となることに鑑み、両セクションの連携に重点を置いた訓練を実施する。
- 具体的には、航空受援計画等に基づき航空運用調整班及び航空指揮本部を設け、航空運用調整班は多数のヘリコプターを必要とする任務の一元管理、消防応援活動調整本部も含めた各関係機関との適切な調整、航空指揮本部への速やかな任務付与等の訓練を実施する。
- ※ 航空運用調整班は、関係機関の参画を得て、可能な限り航空受援計画等で定める体制とすること。
- 航空指揮本部及び航空指揮支援隊は、航空に係る緊急消防援助隊の活動調整、安全管理、航空運用調整班等への活動状況の適時の報告等の訓練を実施する。
- 本項目の評価については、航空運用調整班及び航空指揮本部の連携に重点を置き、両セクション側から評価を実施すること。

6 デジタルを活用した情報共有体制の強化

- デジタルを活用して、消防庁、都道府県災害対策本部（消防応援活動調整本部含む。）、市町村災害対策本部（指揮本部含む。）、災害現場（活動隊）間での情報共有体制を強化し、効果的な部隊運用を図ることを目的として、以下具体的な訓練を実施する。

- ・ WEB会議システムを活用し、各セクションや関係機関も含めた広範囲での情報共有に主眼を置いた訓練を実施する。（継続した本部間中継や活動調整会議等への活用など）
- ・ 無人航空機（ドローン）を活用し、視覚的な情報の活用の主眼を置いた訓練を実施する。（検索範囲や活動方針の決定、危険要因の把握、活動隊の継続安全監視、部隊引継ぎ等）
- ・ 無人航空機（ドローン）の活用と有人航空機の安全確保を両立するため、緊急用務空域における飛行時の調整手順の定着と課題検証に主眼を置いた訓練を実施する。
- ※ 「「航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」を踏まえた緊急消防援助隊における無人航空機の飛行調整手順について」（令和 7 年1月20日付、消防広第11号）参照
- ・ 現場で取得した画像や映像等を映像伝送装置や映像共有システム等を活用して、消防応援活動調整本部や関係機関等の各セクションへ迅速かつ効率的に情報共有することにより、効果的な指揮運用に資する訓練を実施する。
- ・ 新総合防災情報システムや各都道府県が整備する防災情報システム等について、災害対策本部を中心に活用シーン等の役割を事前に整理し、デジタル活用の促進に資する訓練を実施する。

【整理例】

- ・ 都道府県災害対策本部が整備するシステムでは被災県内全般の情報を管理
- ・ 消防応援活動調整本部に設ける共通地図（アナログ）では、一定規模（劣勢現場・応援要請が考えられる現場等）以上の現場を管理
- ・ 動態情報システムでは、緊急消防援助隊が活動する災害を管理
- ・ 内閣府新総合防災情報システムは各種有効な災害情報（道路被害等）取得先として活用等

7 関係機関と連携した活動の展開

- 大規模災害時の活動を円滑、効果的に行うためには、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との情報共有や活動調整が必要であることから、災害対策本部、活動調整会議等を有効に活用し、活動のサイト分けや同一サイトでの活動を行うなど、関係機関との連携を密にした訓練を実施すること。連携の詳細については、「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領（令和4年6月3日付け消防参第128号）」や本通知中のTODOリストを活用した上で、同一の地図を使用し、関係機関との情報共有を図る。
- 上記前提を踏まえ、連携訓練を行うためには、各機関が保有する車両や資機材、組織特性を十分に理解した上で、その特性を活かすことが必要であることから、事前に訓練参加者が上記内容に係る知識を備えた上で訓練に望むとともに、訓練当日において、当該連携を評価する訓練を実施する。

8 後方支援活動能力の強化

- 過酷な環境下において緊急消防援助隊が継続的に最大限の能力を発揮可能な後方支援体制の確立を目的として、寒冷地や厳冬期を想定した宿営及び現場活動の後方支援活動訓練を実施する。
- 宿営訓練においては、これまで創意工夫を行ったエリアの設定やレイアウトに加え、着衣等の乾燥所など厳冬を想定したエリアの設置や強風等を想定した宿営レイアウト（テント密集・車両配置による防風対策等）を検討し、実践する。
- 実動訓練においては、寒冷地・厳冬期を想定し、活動隊員のリカバリースペース（現場休息所・暖房スペースの設置や温水摂取場所等）を設け、継続的な現場活動を支援する後方支援活動訓練を実施する。
- 訓練を通じて上記を検証するとともに、後方支援に関するマニュアル等に本訓練結果を反映することにより、一層の後方支援体制の強化を図る。

第3 訓練実施上の留意事項

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 訓練全体に係る留意事項 | 別紙1 |
| 2 図上訓練及び部隊運用訓練に係る留意事項 | 別紙2 |

訓練全体に係る留意事項（P D C Aの強化）

訓練企画・運営（訓練企画側都道府県及び消防本部等）

- 訓練実施前
 - ・過去の災害又は開催地で発生が予測される災害を想定した訓練を企画、実施すること。
 - ・訓練項目は、図上訓練、部隊進出・輸送訓練、部隊運用訓練及び後方支援活動訓練とし、訓練項目ごと検証すべき課題や目的、目標を設定するとともに、設定した課題等に対応する評価項目を設定し、必要に応じて複数の評価者を設けるなど、十分な検証体制を構築すること。
 - ・事前の全体会議等の機会を捉えて、上記訓練主眼（目標や評価項目等）を説明するとともに、設定した目標等を達成するため、また、訓練効果を最大限高めるため、参加都道府県及び消防本部等に対し、事前の教育や訓練の実施を働きかけること。
- 訓練実施当日
 - ・訓練企画側及び検証員等により、設定した目標の達成度を評価するとともに、奏功事例や新たな課題を抽出すること。
 - ・訓練当日又は終了後に訓練企画側から上記（1）等の主眼（目標や評価項目等）を説明するとともに、訓練の振り返りを実施すること。
- 訓練実施後
 - ・訓練終了後、4週間を目途に事後検証会を開催し、抽出された奏功事例、新たな課題や当該課題に対する改善策について検討すること。
 - ・事後検証会後には、改善策等を踏まえた報告書を作成し消防庁へ報告すること。

訓練参加（訓練参加側都道府県及び消防本部等）

- 訓練実施前
 - ・緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、大隊間及び関係機関等の組織間連携、緊急消防援助隊における指揮体制、特殊車両や特殊資機材等の活用等、地域での災害対応における知識及び技術に加え、大規模災害特有の活動能力が必要になることに鑑み、また、訓練効果を最大限高めるため、事前の教育や訓練を実施した上で、訓練に参加すること。
- 訓練実施当日
 - ・訓練企画側が設定した目標等を十分に認識するとともに、事前教育及び訓練等で培った大規模災害及び緊急消防援助隊特有の知識及び技術を生かした訓練を実施すること。
- 訓練実施後
 - ・訓練の結果に基づき、振り返り等を実施し、新たな課題や当該課題に対する改善策について検討するとともに、事後検証会等の機会を捉え、全参加部隊及び関係機関にフィードバックを実施すること。

検証結果の活用

- 検証結果を踏まえて、緊急消防援助隊応援等実施計画、緊急消防援助隊に係る受援計画、地域防災計画、都道府県消防相互応援協定や各都道府県等において個別に定めたマニュアル等について必要な見直しを行うこと。

図上訓練及び部隊運用訓練等に係る留意事項

共通事項

- ・ 地域の実情に応じて、ブラインド型の訓練を実施すること。
- ・ 広報を目的として、見学場所の設置や車両展示の実施等を考慮すること。
- ・ 訓練の内容に応じ、安全管理員の配置や訓練会場のレイアウトを工夫する等、安全管理を徹底した訓練を企画、実施すること。
- ・ 緊急消防援助隊基本計画、緊急消防援助隊アクションプラン等に基づき、他地域ブロックからの指揮支援隊等の参加を考慮すること。
- ・ 病院選定やDMA Tの派遣に係る調整、都道府県又は市町村が協定を締結している民間団体（重機派遣、燃料供給、物資調達等）に応援要請を実施するなど、消防機関に留まらず、実災害で連携する全ての関係機関等との連携を念頭に置いた訓練を企画、実施すること。
- ・ 夜間訓練や車両部署位置から離れた活動現場を想定した訓練を取り入れるほか、既存の建築物や自然地形を活用するなど実践的な訓練を企画、実施すること。

図上訓練

- ・ 「緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練図上訓練企画・実施マニュアル」を参考に訓練を企画、実施すること。
- ・ 受援体制の強化には、統括指揮支援隊が到着するまでの初動期における情報収集能力及び指揮能力の向上が極めて重要なことから、災害対策本部等についても、相応の規模・体制で実施することを考慮すること。また、調整本部、災害対策本部及び指揮本部の構成員となる幹部の訓練参加についても十分に考慮すること。
- ・ 指揮支援部隊長等が柔軟な部隊配置を検討することができるよう、図上訓練と部隊進出・輸送訓練は連動させず、部隊の進出状況等については、あらかじめD J Sのキャプチャーを作成し、時間経過とともに進出状況を変化させるなど、訓練進行に必要な措置を講じること。
- ・ 図上訓練と部隊運用訓練を並行して実施する場合、D J Sに図上実動の情報が混在し、混乱を来すことから、掲示板を分けるなど、事前に対策を講じること。
- ・ 付与される被害状況と保有消防力の比較・分析により、消防応援活動調整本部等において、県内応援、緊急消防援助隊及び関係機関等の要請、必要な投入部隊規模や種別、活動場所等を判断できるよう、柔軟性のある訓練計画（シナリオ等）を作成すること。

部隊進出・輸送訓練

- ・ 実災害時には応援都道府県大隊が道路状況、混雑状況等を考慮し、進出ルートを検討・決定することから、訓練の実施計画又は細部要領に進出ルートを盛り込まずに作成すること。
ただし、訓練統制上、各種会場への進入経路を示す必要がある場合は、この限りではない。
- ・ 応援都道府県大隊等は、不慣れな地域等を走行することに鑑み、危険な場所の事前情報提供や状況に応じた交通誘導員兼安全監視員の配置等、交通事故防止に配慮した計画を作成すること。
- ・ 受援計画等に基づき、地元消防団や地域団体等による進出拠点や宿営場所から被災地への先導、被災地に係る情報提供等を実施するなど、地域防災力と連携した訓練を企画、実施すること。

部隊運用訓練

- ・指揮支援隊長及び都道府県大隊長は、付与される余震、気象情報等をもとに、活動を開始する前に、活動の中止基準、避難時の周知方法、避難場所の指定等を実施するが、加えて、実際の訓練環境も考慮し、実効性及び現実的な安全基準を設定し、安全管理の徹底を図ること。
- ・関係機関との連携を図るため、現地合同調整所を設置して情報共有体制の構築を図るとともに、指揮命令系統を明確にし、関係機関合同の会議を実施するなど、関係機関との連携強化に資する訓練を実施すること。
- ・災害対策本部、消防応援活動調整本部及び指揮支援本部等の指揮体制と実動部隊、また、航空指揮本部、航空指揮支援本部（ヘリベース・フォワードベース）及び航空運用調整班等の航空指揮体制と実動航空隊が連携した実践的な訓練を企画、実施する。

なお、都道府県庁等を使用できない場合は、状況に応じて仮想都道府県庁等を設置し、訓練を実施すること。

後方支援活動訓練

- ・各種感染症からの汚染・感染予防を趣旨とした、デコンタミネーションを強化した後方支援活動訓練を実施すること。
- ・民間団体と連携した燃料補給体制の構築を目的に、燃料補給訓練を企画、実施すること。
※危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請・承認の実施が必要なことに留意すること。
- ・食料の確保や、災害現場における仮設トイレの設置、水利供給、燃料供給、重機派遣、物資調達等、都道府県又は市町村で協定を締結している民間団体と連携した訓練を企画、実施すること。